

令和元年 9 月吉日

介護報酬・新設加算等について

拝啓 仲秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は大変お世話になっております。

この度、厚生労働省より令和元年 10 月から適用されます「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」について以下の通り発表されました。

福祉・介護職員の処遇改善については、加算の拡充も含め「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めております。

今般、これらを受けて、令和元年10月度から介護(基本)報酬が改定され「介護職員等特定処遇改善加算」が新設されましたのでご案内申し上げます。

敬具

記

《 令和元年 10 月 1 日からの当施設の加算取得区分は、以下の通りになります 》

【入所】 サービス提供体制強化加算 (I) ロ

介護職員等特定処遇改善加算 加算 II

【通所】 介護職員等特定処遇改善加算 加算 I

上記の内容に沿って、ご入所様、通所リハビリご利用者様には、毎月の利用料金に加算される事になりますので、何卒ご理解頂きたくお願い申し上げます。

以上

介護老人保健施設ふれあいの百合

施設長